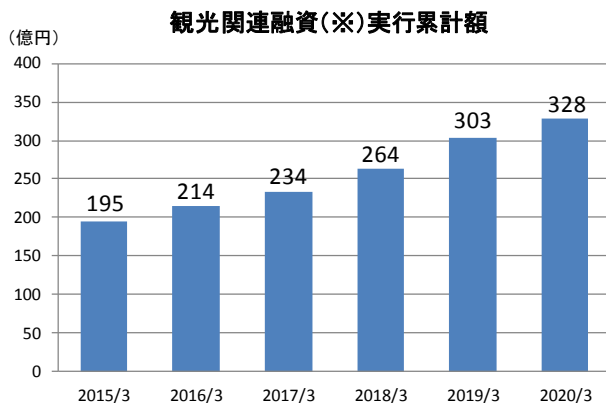


観光産業活性化支援 ①

観光活性化を資金面から支援するため、観光産業に携わる事業者様向け専用ローン「京銀観光支援特別融資＜賑わい＞」を取扱っています。また、京都府・京都市では、内閣府から「京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、『ほんもの』に会う京都～5000万人感動都市へ～」の特区指定を受けており、2013年4月から、金融上の支援措置として「総合特区支援利子補給金制度」を活用できることとなりました。



※観光関連融資とは、「京銀観光支援特別融資＜賑わい＞」および「京都市地域活性化総合特区支援利子補給金制度活用融資」をさします

京銀 観光支援特別融資 ＜賑わい＞



観光関連事業者の皆様への資金ニーズに幅広くお応えします。

- 1 観光関連事業者様向けの専用ローンです!
- 2 設備資金については最長20年までご利用いただけます!

京都銀行
http://www.kyotobank.co.jp

「京銀 観光支援特別融資＜賑わい＞」商品概要

- ご融資金額 5億円以内 ●お使いみち 運転資金／設備資金
 - ご融資期間 運転資金:7年／設備資金:最長20年 ※設備資金で10年を超えるお申込みは、別途ご相談ください。
 - ご融資利率 変動金利／固定金利 ※固定金利期間は最長10年とし、以降は変動金利となります。
 - ご返済方法 元金均等返済（設備資金の場合は元利均等返済もご利用いただけます。）
- ※ご利用に際しては当行所定の審査があります。審査の結果によりご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。

「京都市地域活性化総合特区に係る総合特区支援利子補給金制度」概要

- 対象 旅館・ホテル、料亭、観光土産品小売店、寺社仏閣等の新設、改修・増改築、設備の整備等の設備投資 ※京都市内での事業に限ります
- 利子補給率 最大0.7% ●支給期間 5年間
- ご融資期間 5年以上 ●ご融資利率 変動金利／固定金利

※利子補給制度を利用するには、内閣府の審査が必要です。審査の結果、対象とならない場合がございます。

「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」における総合特区支援利子補給金制度、「『匠の技が生きるまち堺』をめざして」における利子補給制度についても、当行は指定金融機関として取扱いを行っております。

観光産業活性化支援 ②

多言語音声翻訳システムの店頭設置

国際観光都市「京都」の地元銀行として、外国人観光客誘致による地域活性化を推進するため、多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」等を搭載したiPadを京都府内外の19か店に設置しています。



「もうひとつの京都」との連携による観光振興を目的としたセミナーの開催

京都府の「もうひとつの京都、行こう」キャンペーンと連携した取組みとして、人財育成、MaaS等をテーマとしたセミナー開催に協力しています。

開催時期	名称	主催	開催地
2019年10月	『海の京都』観光おもてなし人財育成セミナー	(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社(海の京都DMO)主催、当行共催	与謝野町

I Love Kyoto・I Love Shiga キャンペーン

「歴史都市・京都」の素晴らしさを再発見し、将来にわたってまもり育てていこうという趣旨から、1982年より「I Love Kyotoキャンペーン」を展開し、作製したポスターは479種類、約70万枚を数えます。また、2013年より滋賀県において、滋賀の四季折々の心豊かな情緒や風情を皆さまに幅広く伝えるため「I Love Shigaキャンペーン」を展開しています。



「如意寺のミツバツツジ」(京丹後市)



「龍穩寺への参道」(南丹市)



「草津市立 水生植物公園みずの森」



「湖南三山 常楽寺」(湖南市)